

平成30年10月10日

日本私立短期大学協会 要望事項

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構認定 特例適用専攻科について

日本私立短期大学協会の会員校は広く地域社会に設置されており、地域の知的水準の向上に寄与しているところでもあります。

地域社会の現状は極端に若年人口が減少し、高齢者が中心となって諸活動を支えている状況にあります。

一方、高等学校卒業後の若年人口は、概ね大都会志向が強く人口バランスの維持に苦慮しているところであり、若者の地域定着は必須の課題であります。

短期大学修了者の向学心は極めて旺盛であり、短期大学卒業者の進学者数に見られる通りであります。 ※ 短期大学卒業者の進学者数（添付）

短期大学修了者の多くは2年間の修学期間中に向学意欲が生まれ、継続した学修を希望しております。然しながら、現実には家庭の財政事情が許さず、働きながら学修を継続するには適当な労働環境が欠如しております。

そこで、特例適用専攻科の現況を調査してみたところ、設置されている認定専攻科数69専攻のうち19専攻が特例適用専攻科であり、2年または1年間の課程による学修期間での学びに着目したところでもあります。

○ 現在、短期大学に関する認証評価は短期大学の大多数が一般財団法人 短期大学基準協会（以下、「短期大学基準協会」という。）に於いての評価を受けております。

○ 短期大学基準協会の認証評価の特色は、短期大学教育の特色は基より、海外留学希望者が増加傾向にあることに鑑みWASC・ACCJCと姉妹関係を締結し、国際通用性のある評価基準に配慮した評価を実施しているところでもあります。

○ 財政的にも弱小な短期大学が4年制大学を設置することは至難な事柄ではありますが、短期大学基準協会が特例適用専攻科をも認定評価を行うことが認められれば、短期大学それぞれの質的向上充実に意義があるものと考えます。

○ 因みに、短期大学の評価は7年間に一度であり、その間に当該短期大学の適切な評価も可能となり、地域社会の振興に寄与するものと考えます。

短期大学卒業者の進学者数

年度		短期大学 卒業生総数 (人)	進学者数 (人)	短期大学 卒業生の 進学率	進学者の内 4年制大学への 編入学者数 (人)
平成10年	1998	207,528	16,680	8.0%	13,437
11	1999	193,190	17,087	8.8%	14,382
12	2000	177,909	16,807	9.4%	14,388
13	2001	156,837	15,999	10.2%	13,611
14	2002	130,597	13,335	10.2%	10,850
15	2003	119,151	13,238	11.1%	10,255
16	2004	112,006	12,502	11.2%	10,073
17	2005	104,621	12,043	11.5%	9,873
18	2006	99,611	11,678	11.7%	9,462
19	2007	92,100	11,026	12.0%	8,943
20	2008	83,653	9,434	11.3%	7,701
21	2009	78,056	9,005	11.5%	7,062
22	2010	71,394	8,385	11.7%	6,714
23	2011	66,871	7,451	11.1%	5,839
24	2012	65,682	6,996	10.7%	5,610
25	2013	62,375	6,541	10.5%	5,066
26	2014	58,797	6,158	10.5%	4,773
27	2015	59,435	5,675	9.5%	4,435
28	2016	57,108	5,439	9.5%	4,223
29	2017	56,722	5,080	9.0%	4,094
30	2018	54,598	4,937	9.0%	3,925

(注)1 「学校基本調査」による。平成30年度は速報値である。

2 「進学者」とは、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者である。

○ 学校教育法

(学位)

第百四条 大学（第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 <略>

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

5 <略>

○ 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 学位授与事業

機構は、大学以外で学位を授与できる唯一の機関として、大学等の教員からなる学位審査会と専門分野ごとの専門委員会を設けて、短期大学・高等専門学校卒業業者や専門学校・各省庁大学校修了者等を対象に、その学力水準を審査し、大学卒業業者・大学院修了者と同等の学習を修め、かつ同等の学力を有すると認められた者に対して、学位（学士・修士・博士）を授与します。（学校教育法第104条）

1. 短期大学・高等専門学校卒業業者等を対象とする単位積み上げ型の学位授与（学士）

短期大学・高等専門学校卒業業者や専門学校修了者等（基礎資格を有する者）で、さらに所定の単位を修得し、学修成果を作成して、学位授与を申請した者に対して、学位審査会で審査し、学位（学士）を授与します。

〈基礎資格を有する者〉

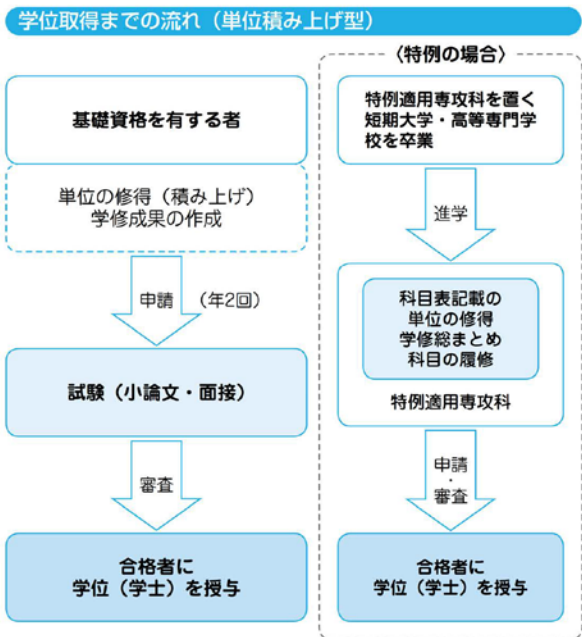
短期大学・高等専門学校卒業業者、専門学校修了者、大学に2年以上在学・62単位以上修得した者など

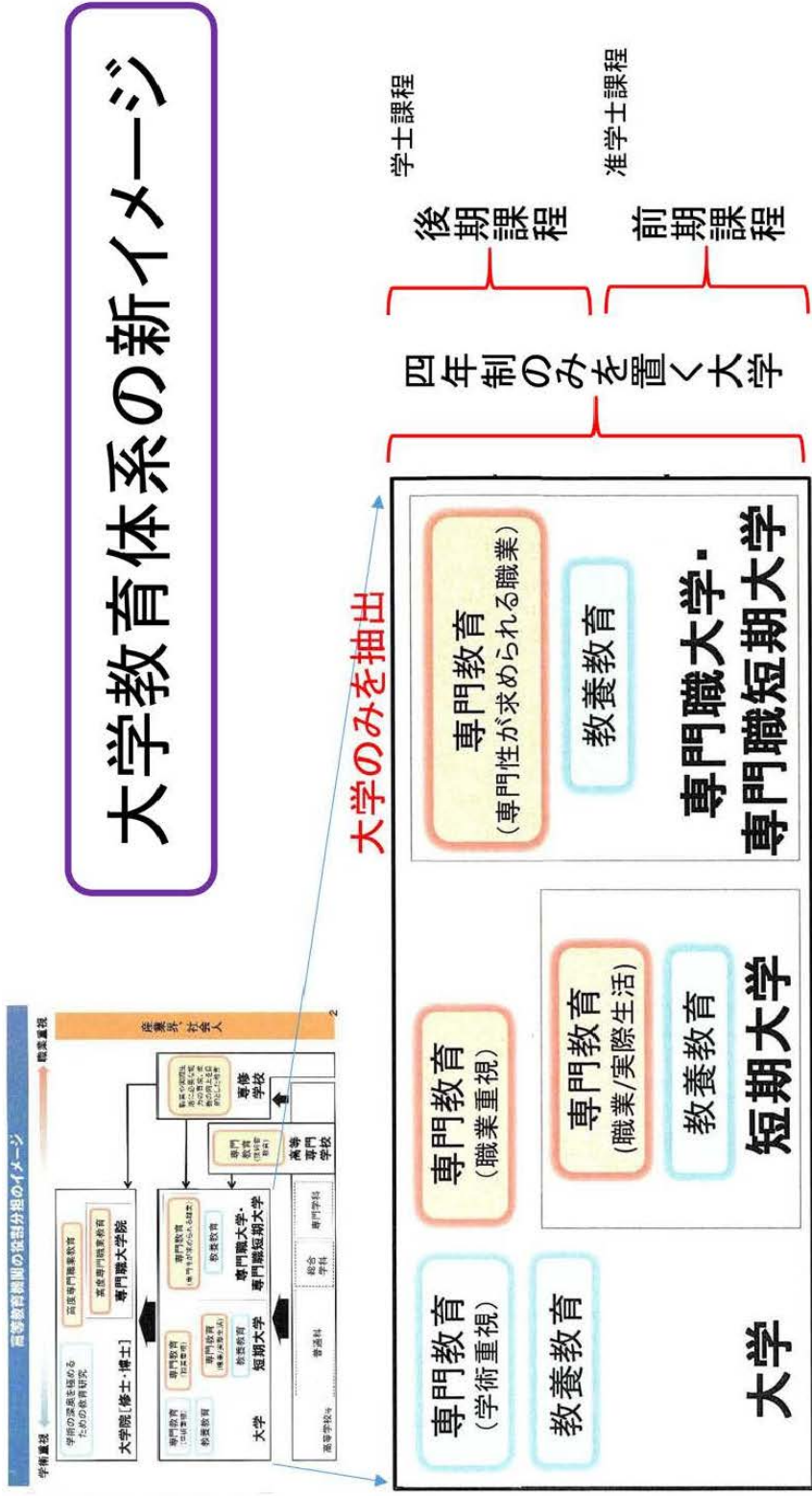
〈単位の修得（積み上げ）〉

大学の科目等履修生制度の利用のほか、機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科の単位も利用できます。

大学と同等の教育課程において学修指導が行われていると機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対して、おおむね4年間の学修を総括する学修総まとめ科目の履修に基づき学位（学士）を授与する特例制度を設けています。（平成27年度～）

（平成28年度機構紹介リーフレットより）





【将来に向けて大学制度設計の提案】

- ① 大学制度は複雑なので、短期大学を大学(前期課程)・大学(二年制)又は○○大学○○学科(二年制)にする。
- ② 短期大学卒業者に准学士の学位(アソシエイト・ディグリー)を授与する。
- ③ 四年制大学は現状型を維持しつつ、大学に前期課程・後期課程をおくことができるようにし前期課程のみをおくことを可能とする。
- ④ 三年制短期大学の卒業者が一定の条件を満たした場合に学士の学位を与える。